

## 令和 8 年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例 各競技細則

- ◎ 本細則は、「令和 7 年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」（令和 6 年 10 月 11 日付け文書）に準じて作成しています。  
 ◎ 令和 7 年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準「7 参加資格」「参加資格の特例 ◎地域クラブ活動に所属する中学生」により作成しているため、その記載内容を熟読の上、この表を確認してください。

	競技名	地域クラブ活動の参加 ○参加を認める △条件付きで参加を認める		団体（リレ）出場の条件	協会・連盟登録の義務		指導者の公認資格	その他の条件
		個人	団体（リレ）		個人	団体		
15	剣道	○	△	団体戦については、以下の通りとする。 ①自治体主導で発足した地域クラブ活動（モデル地区を含む） ②部活動の地域展開を主目的として発足したクラブ活動 ③地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動 上記③は、1年以上の活動実績があり、複数学年の生徒が所属していること。かつ、都道府県中体連剣道専門部が都道府県中体連加盟条件を遵守した団体であると判断したクラブ活動とする。	特になし ただし、各都道府県剣道連盟の規程に準ずる	各都道府県剣道連盟の規程に準ずる	●団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。 ●日本中体連の「参加資格の特例及び細則」、並びに各都道府県中体連の加盟条件を遵守した団体であることが前提であることから、これに（学校部活動の意義やマナー等を含む）に反する行動が見られた場合は、都道府県中体連（都道府県中体連剣道専門部）の判断で除名することもある。	

### 【補足説明】

- 地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動  
 ⇒運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していても該当部活動が対象になっていない地区は該当しない。  
 これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。
- バスケットボールの「中学校単位」の解釈  
 ⇒地域クラブ活動の場合、中体連主催大会バスケットボール競技大会に参加を希望する中学校の生徒全員が一つの所属先にいることを示している。チームを構成する学校数に制限は設けませんが、大会に参加を希望する生徒全員がそのチームに所属していることが条件である。つまり、バスケットボール部がない学校毎に所属する地域クラブ活動を一つにまとめる必要がある。
- 剣道の「複数学年」について  
 ⇒小学生や高校生も含めて、継続して活動している実態があるクラブであれば、「地域のために日常的に活動している」と判断できると考えている。